租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | | 仇付別拍臣守にはる以来の事別計画音 |
|---|------------------------|-------------------------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 |
| 2 | 要望の内容 | | 総額型控除上限の10%引上げ等 |
| 3 | 担当部局 | 3 | 総務省情報通信国際戦略局技術政策課 |
| 4 | 評価実施 | 西時期 | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯 | | ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 |
| 6 | 6 適用又は延長期間 | | ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで 繰越期間は最長平成 24 年度末まで) |
| 7 | 必要性 等 | ① 政策目的 及びその 根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。 《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定) |
| | | ② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け | 総務省政策評価基本計画(平成 19 年総務省訓令第 60 号) V 情報通信(ICT政策) ① 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 |
| | | ③ 達成目標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する。 (注)政府研究開発投資の対GDP比率の具体的数値目標が定められていないことから、民間研究開発投資の対GDP比率の具体的数値目標を定めることは困難であるため、「最高水準」という目標を置いている。なお、我が国の民間研究開発投資の対GDP比率が「主要国の中で最高水準」かどうかは、毎年の各国の実績に基づき、客観的に判断が可能である。具体的には、後述するように、我が国の民間研究開発投資の対GDP比率は、毎年、主要先進諸国の中で最も高いことが客観的に明らかとなっている。したがって、今後も他の先進諸国との比較において民間研究開発投資の対GDP比率を「最高水準」に維持し続けることにより、政策目的である、2020年までに官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上とすることが可能となると考えられる。 |

| | | | · |
|---|----------------|----------|---|
| | | | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 |
| | | | 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 |
| | | | |
| | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押 |
| | <u> </u> | | Aが国主体の研究開発投資の7割以上を占める正案の研究開発投資を押 し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大 |
| | | | し上りることにより、国主体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに入 きく寄与することが可能。 |
| | | | さく奇子り 句にとが可能。 |
| 8 | : 有効性 | ⊕⋮適用数等 | ・利用実績(うち、税法上の中小企業分) |
| | · 5271年 · 等 | 271132 1 | 平成19年度 |
| | | | 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) |
| | | | (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) |
| | : | | (注)上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発 |
| | : | | 税制の利用企業数では、中小企業が6割を占めると推測される。なお、平成1 |
| | | | 8年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されて |
| | | | いない。 |
| | - | | ・本租税特別措置は、試験研究を行っている法人が法人税を納付している場 |
| | i i | | 合に利用可能な制度である。したがって、合理的な判断を行う事業者はすべ |
| | : | | からく、税負担を緩和するために本租税特別措置を実際に活用していると推測 |
| | | | されることから、我が国全体の事業者数、また、研究開発を行う企業数が大き |
| | | | く変動しない限り、本租税特別措置の適用数にも大きな変動はないものと考え |
| | : | | られ、平成23年度の適用数は平成19年度・平成20年度と同等と見込まれ |
| | | | る 。 |
| | : | | |
| | : | ②減収額 | ・減収額実績(うち、税法上の中小企業分) |
| | | | 平成15年度 1,046億円(21億円) |
| | : | | 平成16年度 4, 235億円(167億円) |
| | | - | 平成17年度 5,663億円(309億円) |
| | : | 1 | 平成18年度 5,820億円(305億円) |
| | | | 平成19年度 6, 269億円(167億円) |
| | : | | 平成20年度 2,881億円(246億円) |
| | : | - | (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) |
| | : | 1 | (参考:財務省による減収額試算) |
| | : | | 平成21年度 2,540億円 |
| | | | 平成22年度 2,358億円 |
| | : | | ・今回の要望に関する減収見込額 406億円 |
| | : | | (算出根拠) |
| | | - | \ |
| | : | 1 | |
| | | 1 | 額型(特別試験研究税制、中小企業技術基盤強化税制含む)控除上限10% |
| | | | 引き上げ部分(経済対策部分)のみの減収額割合で按分して算出(平成23年 |
| | | | 度減収額は平成22年度の減収額とほぼ同額と仮定している)。 |
| | : | | ① 財務省による平成21年度経済対策における減収額の試算額(総額型(特 |
| | : | | 別試験研究税制、中小企業技術基盤強化税制含む)控除上限10%引上 |
| | : | | げ分の減収額) |
| | : | | : 45,000百万円 |
| | : | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| | | - | ❷ 対切日にのの下級4・千尺にのける秘領王・17別武歌明九仇刑・中小正未 |

技術基盤強化税制の減収額の試算額合計

: 251,700百万円

③ 財務省による試算において、平成21年度における総額型・特別試験研究 税制・中小企業技術基盤強化税制の減収額試算の合計額に占める平成 21年度経済対策における減収額試算額(控除上限10%引上げ部分)の 割合(① ÷ ②)

: 17.87%

④ 財務省による平成22年度における総額型・特別試験研究税制・中小企業 技術基盤強化税制の減収額の試算額合計

: 227, 300百万円

⑤ 平成23年度において、研究開発税制(総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制)の控除上限額を10%引き上げた場合(=控除上限を30%にした場合)の、減収額の増加分試算

(4) × 3): 40,619百万円

③ 効果・達成 目標の実 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年~平成 20 年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率

(単位:%)

| | 2003 年 | 2004 年 | 2005 年 | 2006 年 | 2007 年 | 2008 年 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 日本 | 3.20 | 3.17 | 3.32 | 3.41 | 3.44 | 3.42 |
| 中国 | 1.13 | 1.23 | 1.34 | 1.42 | 1.44 | 1.54 |
| 韓国 | 2.49 | 2.68 | 2.79 | 3.01 | 3.21 | 3.37 |
| アメリカ | 2.61 | 2.54 | 2.57 | 2.61 | 2.66 | 2.77 |
| イギリス | 1.75 | 1.68 | 1.73 | 1.75 | 1.79 | 1.77 |
| カナダ | 2.04 | 2.08 | 2.05 | 1.97 | 1.90 | 1.84 |
| ロシア | 1.28 | 1.15 | 1.07 | 1.07 | 1.12 | 1.04 |
| フランス | 2.17 | 2.15 | 2.10 | 2.10 | 2.04 | 2.02 |
| ドイツ | 2.52 | 2.49 | 2.49 | 2.53 | 2.53 | 2.64 |
| イタリア | 1.11 | 1.10 | 1.09 | 1.13 | 1.18 | 1.19 |

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%(2008年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2008年時点で2.69%という世界最高水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発

予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な 目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 15年~平成 20年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率

(単位:%)

| | | | | | | · I I |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 2003 年 | 2004 年 | 2005 年 | 2006 年 | 2007 年 | 2008 年 |
| 日本 | 2.40 | 2.38 | 2.54 | 2.63 | 2.68 | 2.69 |
| 中国 | 0.71 | 0.82 | 0.91 | 1.01 | 1.04 | 1.13 |
| 韓国 | 1.89 | 2.06 | 2.15 | 2.33 | 2.45 | 2.54 |
| アメリカ | 1.81 | 1.76 | 1.80 | 1.86 | 1.92 | 2.01 |
| イギリス | 1.11 | 1.05 | 1.06 | 1.08 | 1.12 | 1.10 |
| カナダ | 1.16 | 1.18 | 1.15 | 1.11 | 1.04 | 1.00 |
| ロシア | 0.88 | 0.79 | 0.73 | 0.72 | 0.72 | 0.65 |
| フランス | 1.36 | 1.36 | 1.30 | 1.32 | 1.29 | 1.27 |
| ドイツ | 1.76 | 1.74 | 1.72 | 1.77 | 1.77 | 1.85 |
| イタリア | 0.52 | 0.52 | 0.55 | 0.55 | 0.61 | 0.60 |

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度~平成31年度)

(経済情勢が不透明なことから、平成23年度減収額は平成22年度の減収額とほぼ同額と仮定。また、来年度分の減税による投資押上げ効果を現時点で算出するのも不可能であることから、減税による投資押上げ効果も22年度と仮定。その上で、拡充要望に相当する内容について、22年度の減税額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。)

平成22年度の減税試算額における、総額型控除上限の引上げ効果: 406億円程度

↓

後述する研究開発税制による経済波及効果試算に基づき、平成22年度に 総額型控除上限を10%引き上げなかった場合におけるGDPの押し下げ効果 (平成22年度~平成31年度の累計)を減税額割合で按分して試算:

約2,213億円(うち中小企業分:223億円)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成22年度~平成3 1年度)

経済波及効果の試算 (※9月15日現在の経済産業省実施アンケート回収データに基づく)

【①総額型·②特別試験研究税制·③中小企業技術基盤強化税制(控除限度額20%)】

●減税による研究開発投資の押上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果(平成 22 年度経産省実施、以下、「利用実態調査」)及び中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成 22 年度中企庁実施)を基に、平成 22 年度1年間の減税による研究開発投資押上げ効果を次のとおり試算。

- ①平成22年度減収額 1.712億円(財務省試算)
- ②平成22年度減収額 1.08億円(財務省試算)
- ③平成22年度減収額 153.87億円(財務省試算)
- ↓ ①・②研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.38 倍
- → ③中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果: 1.7 O倍
- ①研究開発投資押上げ額2,362億円(1,712億円×1.38)
- ②研究開発投資押上げ額: 1. 49億円(1.08 億円×1.38)
- ③研究開発投資押上げ額: 262億円(153.87 億円×1.70)
- ●減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算

上記基に、押し上げられた研究開発投資中長期的に及ぼす GDP 押上げ効果を、マクロモデル(平成 16 年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを、平成 22 年度経産省調査等を基に最新化して利用)により次のとおり試算。

- ①研究開発投資押上げ額:1,712億円
 - ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)
- ・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度~平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:

約9,146億円

同様の計算により、平成22年度~平成31年度までの10年間におけるGD P押上げ効果は以下のとおり。

- ②:約60億円
- ③:約1,015億円
- 【④経済対策(総額型等控除上限の10%引上げ)部分】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

- ・平成22年度減収額(大企業分):372億円(財務省試算を基にした経産省 試算)
- ・平成22年度減収額(中小企業分):34億円(財務省試算を基にした経産 省試算)

1

·10年間(平成 22~31 年度)累計のGDP押上げ効果(大企業分):約1,9

| | - | | 90億円 |
|---|-------------------------|--------------------------------------|---|
| | | | |
| | | | ・10年間(平成 22〜31 年度)類型のGDP押上げ効果 <u>(中小企業分): 約22</u> <u>3億円</u> |
| | | | 【⑤増加型・⑥高水準型】 |
| | | | 上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。 |
| | : - - | | ⑤ 増加型 <u>(大企業分)</u> のGDP押上げ効果 |
| | • • • | | ・平成22年度減収額:62.76億円(財務省試算) |
| | | | ・10年間(平成 22~31年度)累計で約336億円 |
| | | | ⑤ 増加型(<u>中小企業分</u>)のGDP押上げ効果 |
| | | | -平成22年度減収額∶3. O1億円(財務省試算) |
| | : - - | | ・10年間(平成 22~31年度)累計で約20億円 |
| | · · · | | ⑥ 高水準型のGDP押上げ効果 |
| | | | -平成22年度減収額∶19. 08億円(財務省試算) |
| | | | ・10年間(平成 22~31年度)累計で約103億円 |
| | . +0 17 1 /1 | 。 10 12 14 10 1 | ひという |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別 措置べき 妥当性等 | ・我が国においては、 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。 韓国に次いで2番目)、 ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。 ・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。 ・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。 |
| | | ② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担 | 戦略的情報通信研究開発推進制度*は、公募によるため採択された研究者(研究機関)のみに対する措置であり、予算規模には限界があるため、支援範囲が限られるが、本税制による措置は、研究を実施する者を広く対象として支援することができる点で政策手段として大きな相違がある。 ※戦略的情報通信研究開発推進制度(委託費) 競争的な研究開発環境の形成により、情報通信技術のシーズの創出と研 |
| | | | 究開発力の向上等を図るため、戦略的な重点目標に沿った独創性・新規性に 富む研究開発を推進する競争的研究資金制度。 |

| | ③ 地方公共 団体が協 カする相 当性 | _ |
|-----|------------------------------|---|
| 10 | 有識者の見解 | |
| | | _ |
| | | |
| | | |
| -11 | 前回の事前評価又は事 | _ |
| | 後評価の実施時期 | |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称 2 要望の内容 総額型控除上限の10%引上げ等 3 担当部局 総務省情報通信国際戦略局技術政策課 4 評価実施時期 平成22年8月 5 租税特別措置等の創設 中度及び改正経緯 ・増加型:昭和42年度創設・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設・総額型:平成15年度創設・総額型:平成15年度創設・高水準型:平成20年度創設・高水準型:平成20年度創設・高水準型:平成23年度末まで・高水準型:平成23年度末まで・高水準型:平成23年度末まで・高水準型:平成23年度末まで・高水準型:平成23年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで・経済対策部分:(和税特別措置等により実現しようとする政策目的) |
|--|
| 2 要望の内容 総額型控除上限の10%引上げ等 総務省情報通信国際戦略局技術政策課 4 評価実施時期 平成22年8月 5 租税特別措置等の創設 ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・治総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成23年度末まで・高水準型:平成23年度末まで・高水準型:平成23年度末まで・高水準型:平成23年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで 繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| 3 担当部局 総務省情報通信国際戦略局技術政策課 4 評価実施時期 平成22年8月 5 租税特別措置等の創設 ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで 繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| 4 評価実施時期 平成22年8月 5 租税特別措置等の創設 ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・ 総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで 繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| 5 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで 繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで 繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設・総額型:平成15年度創設・高水準型:平成20年度創設・高水準型:平成20年度創設・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし・増加型:平成23年度末まで・高水準型:平成23年度末まで・高水準型:平成23年度末まで・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・ 適用又は延長期間 ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで 繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| ・高水準型: 平成20年度創設 6 適用又は延長期間 ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む): 期限なし ・増加型: 平成23年度末まで ・高水準型: 平成23年度末まで ・高水準型: 平成23年度末まで ・経済対策部分: (総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで 繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| 適用又は延長期間 ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む): 期限なし ・増加型: 平成23年度末まで ・高水準型: 平成23年度末まで ・経済対策部分: (総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| 度含む): 期限なし ・増加型: 平成23年度末まで ・高水準型: 平成23年度末まで ・高水準型: 平成23年度末まで ・経済対策部分: (総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで 繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| ・増加型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで 繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| ・高水準型: 平成23年度末まで ・経済対策部分: (総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで 繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| ・経済対策部分: (総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで 繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| 繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| |
| / 'ル条件 (1) |
| 等 及びその 我が国のリーディング産業である情報通信産業における民間研究開発投資 |
| 根拠を促し、イノベーション創出を促進させることにより、民間における情報通信技 |
| |
| 術の進展、新規事業及び雇用の創出、情報通信サービスの高度化・多様化の |
| 実現、情報通信技術の普及による生産性・利便性の向上、国際競争力の強化 及び民需主導の持続的な経済成長を実現する。 |
| |
| 《政策目的の根拠》 |
| 総務省設置法第4条第75条 |
| 新成長戦略(平成 22 年6月 18 日閣議決定) |
| ② 政策体系 総務省政策評価基本計画(平成 19 年総務省訓令第 60 号) |
| における オ 情報通信(ICT政策) |
| 政策目的 ① 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 |
| の位置付 |
| ③ 達成目標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| 及び測定 情報通信分野における研究開発投資の安定的拡大を維持していくため、以 |
| 指標 下の政策目標の達成を図る。 |
| ・情報通信分野の新規事業の創出 |
| ・情報通信サービスの高度化・多様化の実現 |
| ・情報通信技術の普及による産業・社会改革の推進 |
| 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 |
| 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 |
| 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 |
| 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押 |

| | | | し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大 |
|---|-----|---------|---|
| | | | きく寄与することが可能。 |
| | | | |
| 8 | 有効性 | ① 適用数等 | ・利用実績(うち、税法上の中小企業分) |
| | 等 | | 平成19年度 8, 479事業年度(5, 747事業年度) |
| | : | | 平成20年度 7, 912事業年度(4, 657事業年度) |
| | : | | (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) |
| | : | | (注)上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発 |
| | | | 税制の利用企業数では、中小企業が6割を占めると推測される。なお、平成1 |
| | : | | 8年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されて |
| | | | いない。 |
| | | ② 減収額 | ・減収額実績(うち、税法上の中小企業分) |
| | : | Ē | 平成15年度 1,046億円(21億円) |
| | | 1 | 平成16年度 4, 242億円(147億円) |
| | | - | 平成17年度 5, 663億円(307億円) |
| | : | 1 | 平成18年度 5,820億円(305億円) |
| | | | 平成19年度 6, 269億円(167億円) |
| | | - | 平成20年度 2,881億円(246億円) |
| | | Ī | (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) |
| | | | (参考) |
| | | 1 | 平成21年度 2,540億円 |
| | : | - | 平成22年度 2, 358億円 |
| | 1 | : | (財務省による減収額試算) |
| | | ③ 効果・達成 | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年~平成 19 年) |
| | | 目標の実 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | | 現状況 | 我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 研究開発投資比率を 維持している。 |
| | | | h性j可しくv ''る。 |
| | : | | 主要国の対GDP研究開発投資比率 |
| | | | (単位:%) |

| | | | | | T I T : / 0 / |
|------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| | 2003 年 | 2004 年 | 2005 年 | 2006 年 | 2007年 |
| 日本 | 3.20 | 3.17 | 3.32 | 3.40 | 3.44 |
| 中国 | 1.13 | 1.23 | 1.33 | 1.42 | 1.49 |
| 韓国 | 2.63 | 2.85 | 2.98 | 3.22 | 3.47 |
| アメリカ | 2.66 | 2.59 | 2.62 | 2.66 | 2.68 |
| イギリス | 1.75 | 1.69 | 1.73 | 1.76 | 1.79 |
| カナダ | 2.04 | 2.08 | 2.05 | 1.98 | 1.88 |
| ロシア | 1.28 | 1.15 | 1.07 | 1.07 | 1.12 |
| フランス | 2.17 | 2.15 | 2.10 | 2.10 | 2.08 |
| ドイツ | 2.52 | 2.49 | 2.48 | 2.54 | 2.54 |
| イタリア | 1.11 | 1.10 | 1.09 | 1.13 | - |

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 15年~平成 19年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率

(単位:%)

| | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 |
| 日本 | 2.40 | 2.38 | 2.54 | 2.63 | 2.68 |
| 中国 | 0.71 | 0.82 | 0.91 | 1.01 | 1.07 |
| 韓国 | 2.00 | 2.18 | 2.29 | 2.49 | 2.65 |
| アメリカ | 1 84 | 1.79 | 1.83 | 1.89 | 1.93 |
| イギリス | 1.11 | 1.06 | 1.06 | 1.08 | 1.15 |
| カナダ | 1.16 | 1.19 | 1.15 | 1.11 | 1.05 |
| ロシア | 0.87 | 0.88 | 0.79 | 0.73 | 0.72 |
| フランス | 1.36 | 1.36 | 1.30 | 1.32 | 1.31 |
| ドイツ | 1.76 | 1.74 | 1.72 | 1.77 | 1.77 |
| イタリア | 0.52 | 0.52 | 0.55 | 0.55 | 0.55 |

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度~平成31年度)

平成22年度の減税試算額における、総額型控除上限の引上げ効果: 406億円程度

1

後述する研究開発税制による経済波及効果試算に基づき、平成22年度に 総額型控除上限を10%引き上げなかった場合におけるGDPの押し下げ効果 (平成22年度~平成31年度の累計)を減税額割合で按分して試算:

約2,213億円(うち中小企業分:223億円)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度~平成3 1年度)

経済波及効果の試算 (※8月30日現在の経済産業省実施アンケート回収データに基づく)

【①総額型·②特別試験研究税制·③中小企業技術基盤強化税制(控除限度額20%)】

●減税による研究開発投資の押上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果(平成 22 年度経産省実施、以下、「利用実態調査」)及び中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成 22 年度中企庁実施)を基に、平成 22 年度1年間の減税による研究開発投資押上げ効果を次のとおり試算。

- ①平成22年度減収額 1,712億円(財務省試算)
- ②平成22年度減収額 1.08億円(財務省試算)

- ③平成22年度減収額 153.87億円(財務省試算)
- ↓ ①・②研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.38 倍
- → ③中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果: 1.7 O倍
- ①研究開発投資押上げ額2,362億円(1,712 億円×1.38)
- ②研究開発投資押上げ額: 1.49億円(1.08億円×1.38)
- ③研究開発投資押上げ額: 262億円(153.87 億円×1.70)
- ●減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算

上記基に、押し上げられた研究開発投資中長期的に及ぼす GDP 押上げ効果を、マクロモデル(平成 16 年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを、平成 22 年度経産省調査等を基に最新化して利用)により次のとおり試算。

- ①研究開発投資押上げ額:1,712億円
 - ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)
- ・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度~平成31年度 までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:

約9, 146億円

同様の計算により、平成22年度~平成31年度までの10年間におけるGD P押上げ効果は以下のとおり。

- ②:約60億円
- ③:約1,015億円

【④経済対策(総額型等控除上限の10%引上げ)部分】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

- ・平成22年度減収額(大企業分):372億円(財務省試算を基にした経産省 試算)
- ・平成22年度減収額(中小企業分):34億円(財務省試算を基にした経産 省試算)

1

- ·10年間(平成 22~31 年度)累計のGDP押上げ効果(大企業分):約1,9 90億円
- 10年間(平成 22~31 年度)類型のGDP押上げ効果<u>(中小企業分):約22</u> 3億円

【⑤増加型・⑥高水準型】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

- ⑤ 増加型(大企業分)のGDP押上げ効果
 - •平成22年度減収額:62.76億円(財務省試算)

| | | 1 |
|-------|------------------------|--|
| | | ・10年間(平成 22~31年度)累計で約336億円 |
| | | ⑤ 増加型(<u>中小企業分</u>)のGDP押上げ効果 |
| | | ·平成22年度減収額:3. 01億円(財務省試算) |
| | | ・10年間(平成 22~31年度)累計で約20億円 |
| | | ⑥ 高水準型のGDP押上げ効果 |
| | | •平成22年度減収額:19.08億円(財務省試算) |
| | | ・10年間(平成 22~31年度)累計で約103億円 |
| 9 相当 | 措置等に | 情報通信分野における研究ニーズはますます増加・多様化すると考えられ、我が国経済の進展及び産業競争力強化を図るためには、我が国のリー |
| | よるべき 妥当性等 | ディング産業たる情報通信産業において革新的な新技術の創出を強力に推進する必要がある。このため補助金や金融支援といった特定事業者に対する 支援措置に加え、包括的に当分野の民間研究開発の積極的投資へのインセ |
| | | ンティブを与える当制度は政策手段として妥当である。さらに、今後の我が国の産業・社会変革を担う情報通信技術の研究開発への支援措置はその成果が新せ、ビス・新恵業にはなびのまたは完良業者。の志授世界に関すらない意 |
| | | が新サービス・新事業に結びつき、特定事業者への支援措置に留まらない高 い公益性を持つものであり、当制度は政策目的においても妥当である。 |
| | ②他の支援 | 戦略的情報通信研究開発推進制度*は、公募によるため採択された研究者 |
| | 措置や義 | (研究機関)のみに対する措置であり、予算規模には限界があるため、支援範 |
| : | 務付け等との役割 | │ 囲が限られるが、本税制による措置は、研究を実施する者を広く対象として支 │ │ 援することができる点で政策手段として大きな相違がある。 |
| | 分担 | 抜りることができる点で以来十段として入さな相違がある。 |
| : | | ※戦略的情報通信研究開発推進制度(委託費) |
| | | 競争的な研究開発環境の形成により、情報通信技術のシーズの創出と研 |
| | | 究開発力の向上等を図るため、戦略的な重点目標に沿った独創性・新規性に |
| : | | 富む研究開発を推進する競争的研究資金制度。 |
| | ③ 地方公共 団体が協 カする相 | _ |
| | 当性 | |
| 10 有謫 | 战者の見解 | |
| | | _ |
| |]の事前評価又は事 | _ |
| 後評 | 価の実施時期 | |